



SCB

ニュース&トピックス

No.2026-50

(2026.8.19)

信金中金総研

上席主任研究員 大橋 一平

03-5202-7671

s1000790@FacetoFace.ne.jp

最低賃金引上げが中小企業の平均賃金等を与える直接的影響
(2026 年速報)¹

ポイント

- 2026 年度の最低賃金は、中央最低賃金審議会が全国加重平均で過去 2 番目の大きさとなる 55 円の引上げを答申した。
- 改定後の最低賃金の水準を下回る労働者の割合（影響率）が上昇傾向にあるなか、最低賃金引上げが中小企業の平均賃金をどの程度押し上げるか（押上げ率）試算を行った。
- 影響率は 2025 年度の 33.8% から 2026 年度には 42.5% まで上昇するほか、押上げ率は 2.8% との試算結果となった。
- 引き続き地方を中心に影響率や押上げ率が高い傾向にあり、最低賃金が中小企業の賃金に与える影響の大きさが拡大傾向にあることが示唆された。

1. 2026 年度の中央最低賃金審議会の答申結果は過去 2 番目の引上げ幅に

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めたものである。毎年、厚生労働省に設置される公労使が参加する中央最低賃金審議会が都道府県毎に最低賃金の目安を答申した後、都道府県毎に設置される最低賃金審議会にて審議・答申がなされる。2026 年度の中央最低賃金審議会による答申は、全国加重平均で過去 2 番目の大きさとなる 55 円の引上げで決着した。

(図表 1) 中央最低賃金審議会の答申結果

ランク	都道府県	最低賃金引上げ目安
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

(備考) 中央最低賃金審議会資料より作成

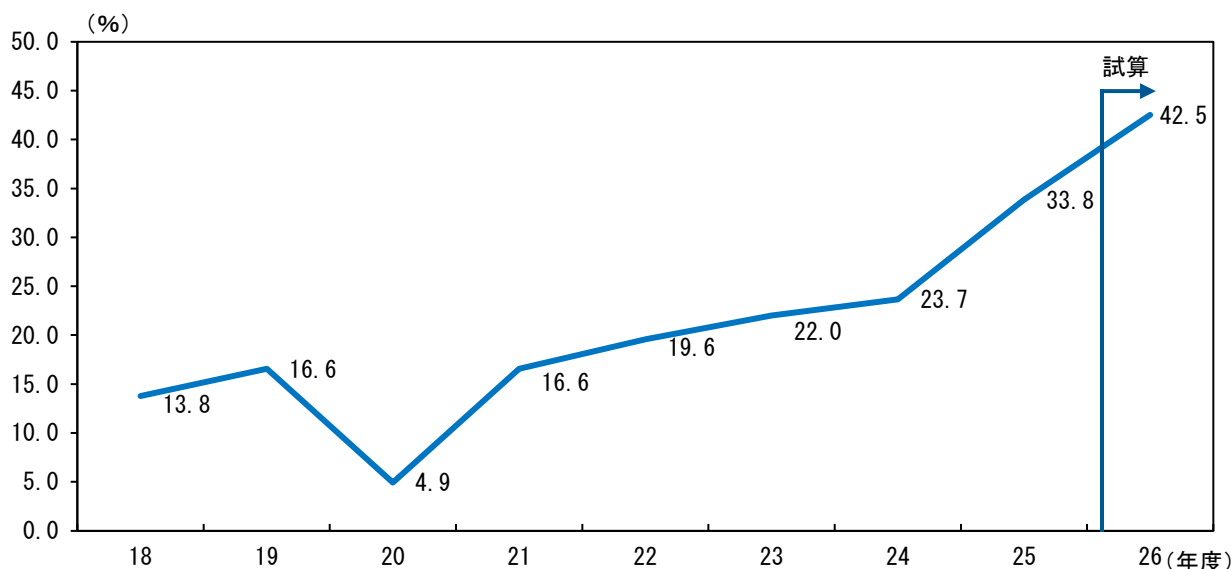
¹ 本稿は経済金融情報「最低賃金引上げに伴う中小企業の平均賃金への直接的な影響」（2025. 9. 26）の内容をアップデートしたもの。ただし、各都道府県の最低賃金審議会の答申が出揃っていないため、中央査定賃金審議会の答申を基に分析した速報段階の試算となっている。試算方法の詳細等は当該レポートを参照されたい。

2. 影響率は依然上昇傾向

改定後の最低賃金の水準を下回る労働者の割合（影響率）を試算すると、2025 年度の 33.8%から 2026 年度は 42.5%まで上昇する結果となった（図表 2）。都道府県別にみると、最も影響率が高いのは神奈川県（51.3%）となったが、2 位以降は、大分県（47.4%）、長崎県（47.0%）と上位には地方の県が目立つ印象がある。ただし、東京都（36 位、39.4%）、大阪府（6 位、46.3%）、愛知県（25 位、42.0%）などが必ずしも下位に位置している訳ではなく、都市部か地方かに関係なく、全国的に影響率が高まっている姿となっている（図表 3）。

なお、こうした試算は、2025 年度の最低賃金見直し後の給与テーブルにおいて、最低賃金見直しの直接的な影響を受けない労働者（最低賃金以上の労働者）にかかる給与については、給与テーブル見直し前後で不変とするなど複数の前提を置いている点に留意が必要である。一般論として、最低賃金を上回るゾーンについても一定程度的見直しが行われるケースが少なくないため、試算された影響率の水準については一定の幅をもってみる必要がある。

（図表 2）従業者 100 人未満事業所における影響率の試算結果

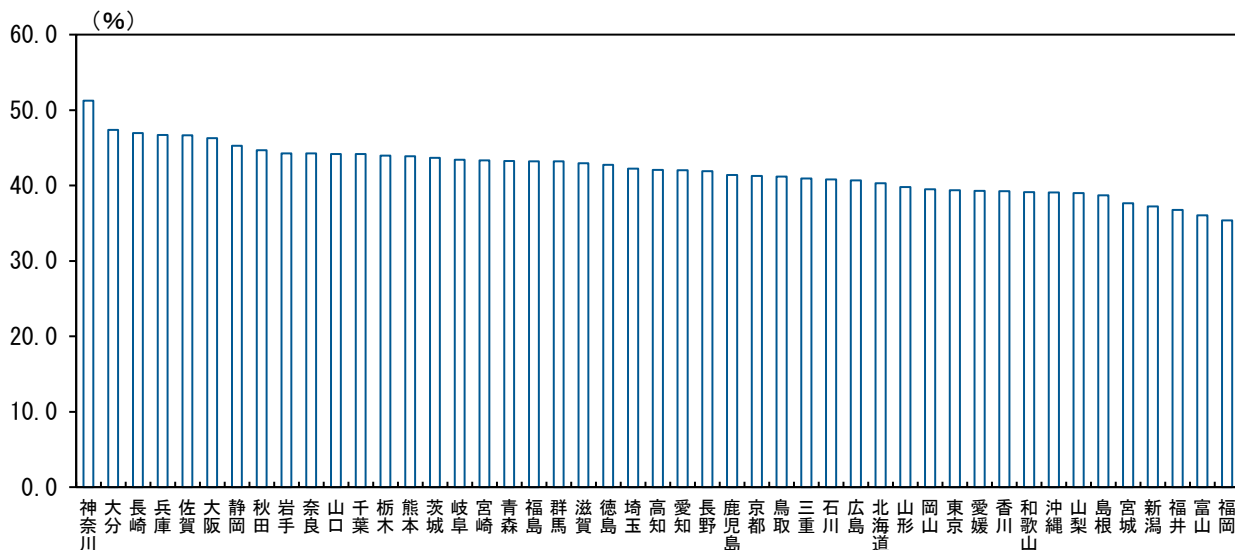


（備考） 1. 試算における前提は以下のとおり

- （1） 時間当たり所定内賃金階層別にみた見直し後の最低賃金未満の労働者が見直し後の最低賃金と同額まで引き上げられる一方、最低賃金以上の労働者の賃金は不変
- （2） 2026 年度の労働者数は 2025 年度から横ばい

2. 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」を用いて試算

(図表3) 従業者 100 人未満事業所における影響率の試算結果(2026 年度、都道府県別)

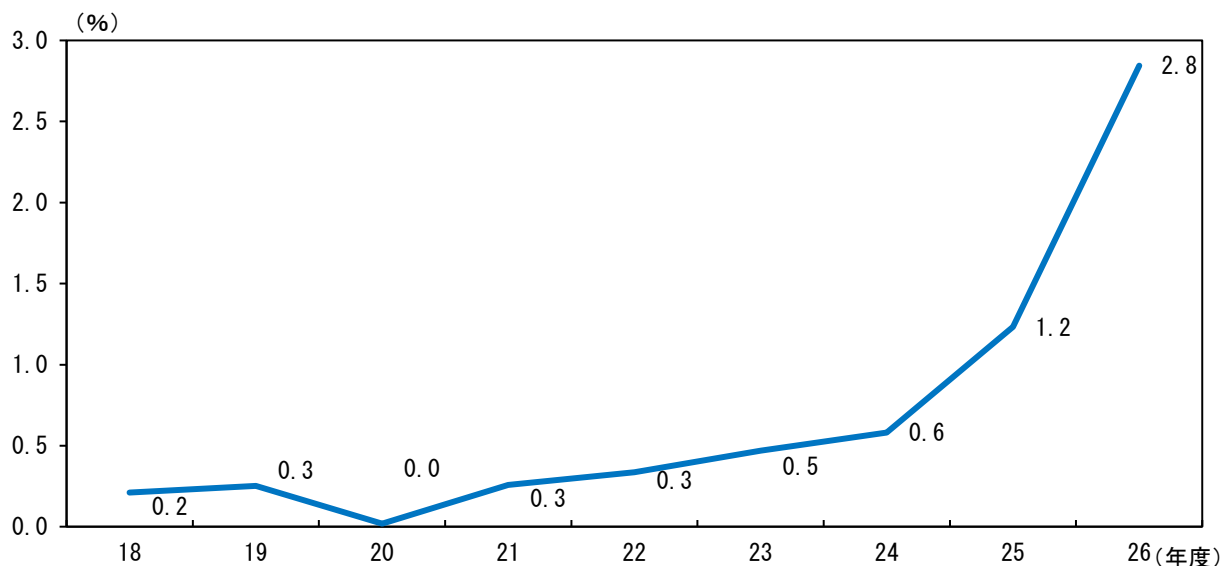


- (備考) 1. 試算の方法は図表 2 と同様
 2. 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」を用いて試算

3. 最低賃金改定で中小企業の平均賃金を 2 %超押し上げ

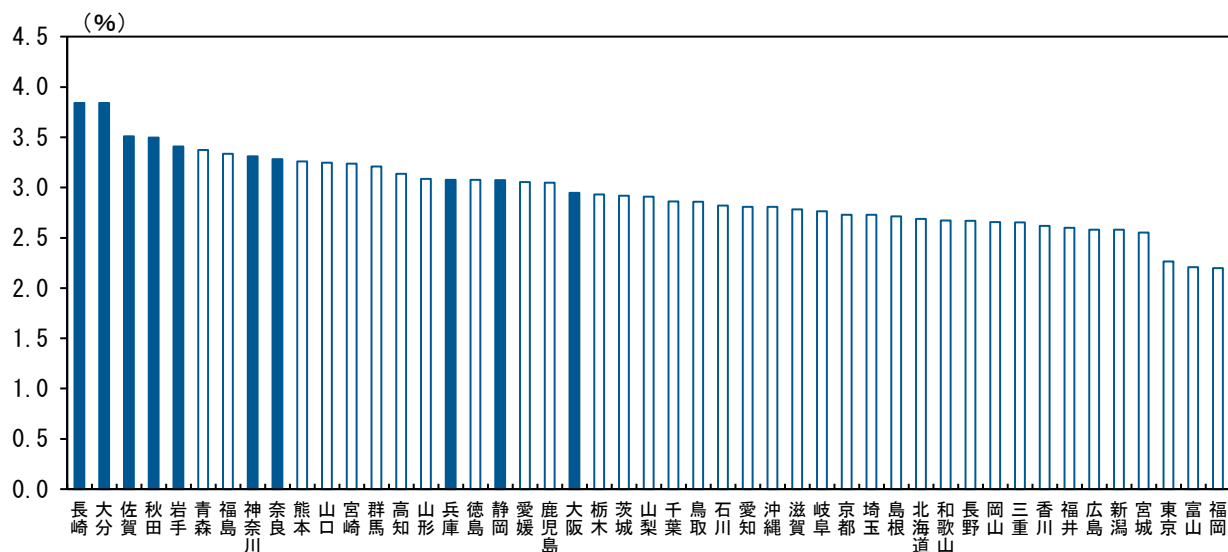
最低賃金の引上げが中小企業の平均賃金をどの程度押し上げるか（押し上げ率）確認するために、試算を行った。その結果、従業者 100 人未満の事業所で働く労働者の時間当たり所定内賃金額を全国平均で 2.8%押し上げるとの試算結果となった。都道府県別にみると、影響率が高い県が上位に位置する傾向にあり、押し上げ率でも、上位に地方圏が目立つ結果となった。

(図表4) 従業者 100 人未満事業所における押し上げ率の試算結果



- (備考) 1. 異常値とみられる値について T-1 年と T+1 年の中間値を用いるなどの補完を行った
 2. 各年の見直し後の最低賃金の水準を下回る労働者の時間当たり所定内給与額が見直し後の最低賃金と同額まで引き上げられた際の全体に対する押し上げ率を試算
 3. 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」を用いて試算

(図表5) 従業者 100 人未満事業所における押上げ率の試算結果(2026 年度、都道府県別)



(備考) 1. 試算の方法は図表 4 と同様

2. 塗りつぶしの県は従業者 100 人未満事業所における影響率が上位 10 位の県

3. 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」を用いて試算

引き続き最低賃金が中小企業の賃金に与える影響の大きさが拡大傾向にある。マクロでみると、実質賃金のプラスに大きく寄与するものとみられるが、同時に中小企業経営にとっては人件費の上昇への対処、横並びの賃金になりがちな中での採用競争などといった課題が生じることになる。生産性向上などの取組みを進め、最低賃金の改定を待たずに賃上げ等の待遇改善を行っていくことで、人手不足を解消し、企業の更なる成長に繋げていくことが期待される。

本レポートは発表時点における情報提供を目的としており、文章中の意見に関する部分は執筆者個人の見解となります。したがって、投資・施策実施等についてはご自身の判断をお願いします。また、レポート掲載資料は信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。